

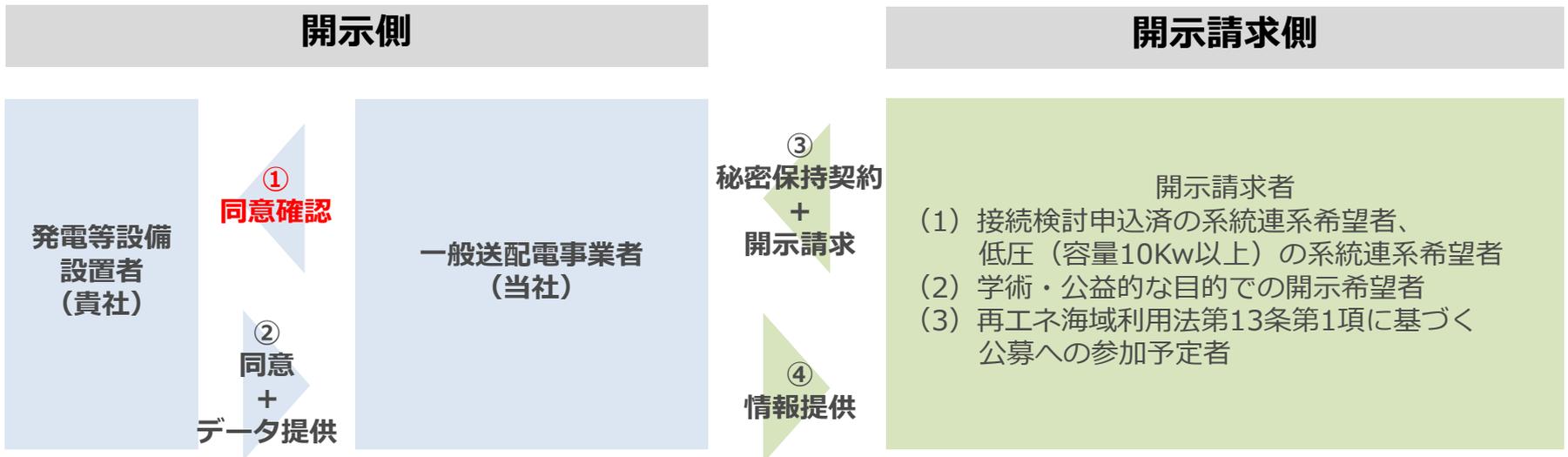
電源情報開示に関する同意のお願い



2025年9月
東京電力パワーグリッド株式会社
系統連系総括グループ

目的とご依頼事項

背景	資源エネルギー庁が定める「系統情報の公表の考え方」に基づき、系統に連系する際の予見可能性を高める目的で、電源情報開示の同意を得た発電等設備設置者より「電源に関する情報」のうち『開示情報』をご提出いただいております。
目的	電源情報開示に関して同意が未確認の発電者さまに、同意・ご対応可能か確認させていただいております。
ご依頼事項	PDFにてメール、または郵送にて同意書のご提出をお願いいたします。 ※詳細は次ページを参照ください
参考	資源エネルギー庁ガイドライン「系統情報の公表の考え方」(p.8～11「②開示情報」) https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/keitou_kangaekata_20241209.pdf



ご依頼事項詳細

該当に沿ってご対応をお願いいたします。

(1) 電源情報開示に「同意する」場合

「電源情報開示に関する同意書.doc」にご記入・押印の上、

11/21 (金) までにPDFにてメール、または郵送にてご提出いただくようお願いいたします。

注1：社内確認等で上記期日までの対応が難しい場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 電源情報開示に「同意しない」場合

同意しない場合についても、**11/21 (金) まで**にその旨をご返信ください。

注2：「電源情報の開示に同意いただけない場合」の取り扱いについて

前提として、開示された電源情報は「系統情報の公表の考え方」に基づき、送電容量の制約による出力制御シミュレーション精度向上のための情報として活用されます。

そのため、開示に同意いただけない場合は、同意いただけている発電所と区別する意図で以下のとおりの取り扱いとなります。

- ①発電設備設置者が情報提供に同意しているか否かの対応状況を系統図に色分けして公開する
- ②開示請求に対する情報開示において、情報提供に同意していない「発電所名」を開示する

注3：同意に関するご返信が無い場合は、上記記載の「同意いただけない」ものとして取り扱わせていただきます。

注4：同意いただけない発電者さまにつきましては、次年度に再度同意のお願いについてご連絡する場合がありますのでご了承ください。

【返信先】

東京電力パワーグリッド株式会社

パワーグリッドサービス部 系統連系総括グループ 宛て

メールアドレス：johokohyo@tepcoco.jp

住所：〒135-0016

東京都江東区東陽6丁目3番2号

東京イースト21 タワー棟 4階



同意書について

以下の箇所について、それぞれご対応をお願いいたします。

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

電源情報開示に関する同意書

当社は、資源エネルギー庁が公表する「系統情報の公表の考え方」の趣旨を理解のうえ、当社が現在及び将来保有する発電所の情報（以下、「電源情報」という）のうち、「系統情報の公表の考え方」の②開示情報<開示主体の開示内容等>に列挙されている項目（以下、「開示情報」という）を東京電力パワーグリッド株式会社（以下、「東京電力PG」という）が開示請求者に開示するにあたり、以下の内容に同意します。

- ・当社が現在及び将来保有する電源情報のうち、開示情報について、東京電力PGから提供依頼があった場合は、東京電力PG所定のフォーマットに最新情報を入力のうえ、電子データにて毎年東京電力PGが指定する期日までに提出すること。
- ・当社が提出した開示情報について真実であることを保証するとともに、東京電力PGが、当該開示時点で有効な「系統情報の公表の考え方」に基づき開示請求者へ開示情報を開示すること。
- ・東京電力PGが開示請求者へ開示情報を開示することに伴い発生した当社の損害等について、当社が東京電力PGに対し、一切の責任及び損害賠償を求めないこと。但し、東京電力PGが、当該開示時点で有効な「系統情報の公表の考え方」に従い開示請求者へ開示を行っていた場合に限る。
- ・「系統情報の公表の考え方」が改定された場合、改定後の「系統情報の公表の考え方」に従うこと。
- ・「系統情報の公表の考え方」の改定等によって本同意書による同意を取り下げる場合には、その旨東京電力PGへ書面にて申し出ること。この場合、書面到着後、東京電力PGにて見直し等の準備が出来次第、効力を発するものとする。
- ・電源情報の開示対象となる発電所に関して有する権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は承継（以下、「事業承継」という）する場合には、本同意書の内容について事業承継先へ説明するとともに、事業承継後の本同意書の取扱いを東京電力PGへ連絡すること。

年 月 日

住 所：
会 社 名：
代表者氏名： 印

※以下要領で、ご記入およびご捺印をお願いいたします。

- ①日付を西暦で記入（押印日で問題ございません）
- ②住所・会社名・代表者氏名を記入（ゴム印可）
- ③押印

① 年 月 日

② 住 所：
会 社 名：
代表者氏名：

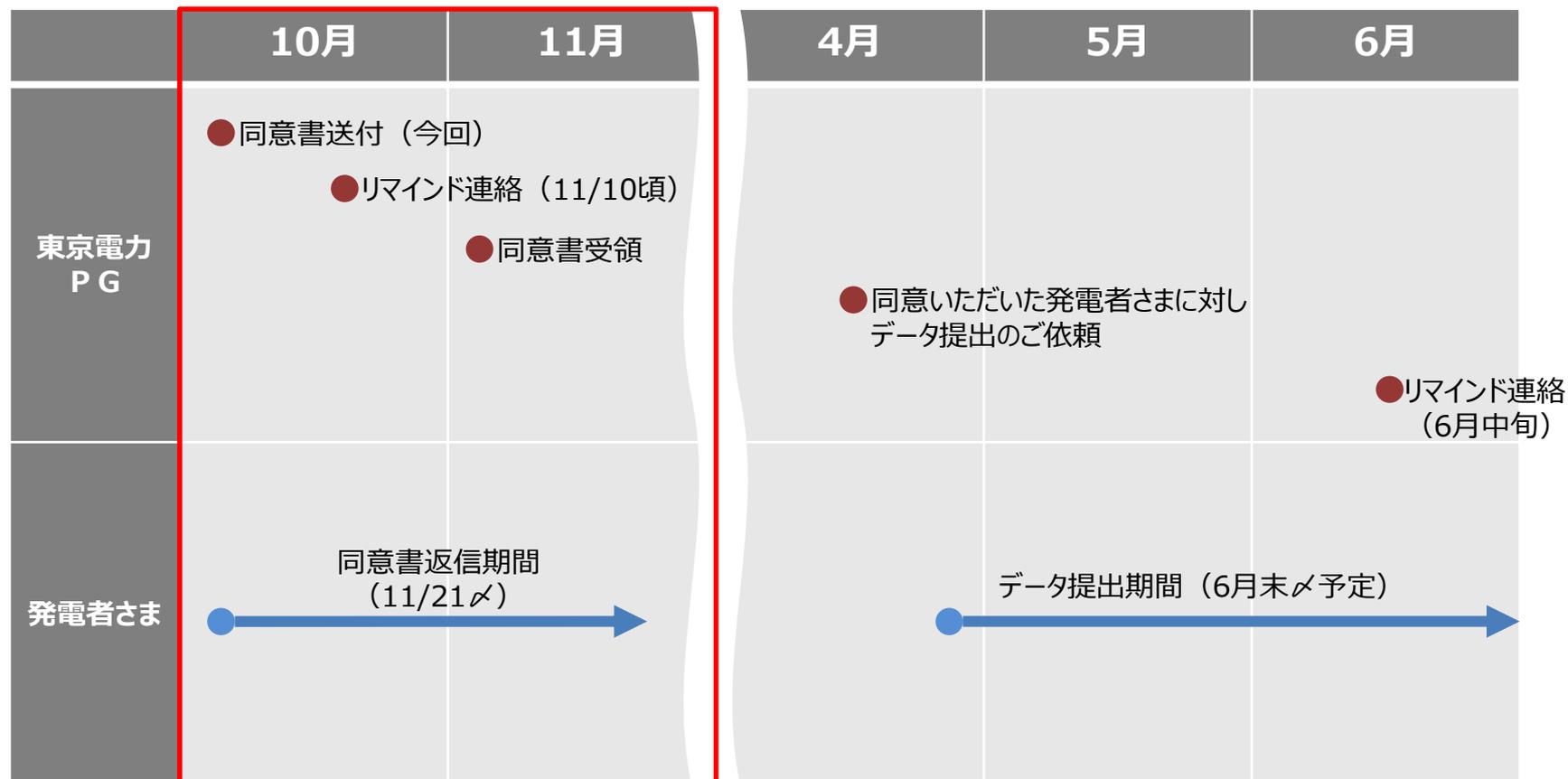
③ 印



ご対応の流れ

スケジュールは以下のとおりとなります。

同意いただける場合は同意書のご返送を、同意いただけない場合はその旨のご返信を期日までにお願いいたします。



今回のご依頼範囲



よくあるご質問（1/2）

Q： 同意書は一度だけの提出で問題ないか。

A： 原則一度の提出で問題ありません。

「発電所を管理されている事業者さま」に情報開示の同意を確認し、同意いただいた場合に「開示情報」のご提出をご依頼しております。

そのため**発電所を第三者へ譲渡または承継する場合には、再度同意を確認させていただき、提出済の同意書の取り下げ、または継続して同意いただける場合には新たに同意書をご提出いただく形になります。**

Q： 同意書の提出方法を知りたい。

A： 同意書は必要事項の記入・捺印後、PDFでメール、または郵送でご提出ください。

Q： 電源情報開示の対象となる発電所の定義は何か。

A： 系統への連系電圧が60kV以上の特別高圧に該当する発電所が対象となります。

Q： 所有する発電所が複数あるため、対象となる発電所を確認したい。

A： 弊社よりご案内するメール「【ご依頼】（東京電力パワーグリッド）電源情報開示に関する同意のお願いについて」に添付の「管理番号_【東電PG】対象発電所リスト.xlsx」に記載の発電所が対象となります。

Q： 情報開示に同意した場合に提出する「開示情報」とは、どのようなものか。

A： 発電出力及び放電出力の前年度実績、電源の新設・停止・廃止計画を所定の様式にて毎年4月～6月頃にご提出をお願いしております。

提出様式の詳細は、以下URLよりご確認ください。

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/system/disclosure.html>



よくあるご質問（2/2）

Q：「開示情報」はどのように活用されるのか。

A：ご提出いただいた「開示情報」は、秘密保持契約を締結している発電者さまより開示依頼がある場合に限り、有償にて情報提供を行っております。

Q：開示に同意をしない場合、発電事業者側に対するペナルティ（罰則等）はあるのか。

A：特段ございません。

あくまで同意可否は任意となるため、金銭的・法令的な制裁は現状ございません。
開示に同意いただけない場合は、同意いただけている発電所と区別する意図で以下のとおりの取り扱いとなります。

- ①発電設備設置者が情報提供に同意しているか否かの対応状況を系統図に色分けして公開する
- ②開示請求に対する情報開示において、情報提供に同意していない「発電所名」を開示する

なお、法令等の改定により対応方針が変わる可能性があります。

Q：連絡先(担当部署・ご担当者さま・メールアドレス)が変更になった場合に、何か対応は必要か。

A：連絡先について変更がある場合には、お手数ですが以下内容をお知らせいただきますようお願いいたします。

=====

メール件名：【連絡先変更】電源情報開示

宛先：johokohyo@tepcoco.jp

本文：発電所名・発電所住所・旧/新連絡先(担当部署・ご担当者さま・メールアドレス)

=====

※差し支えなければ共有メールアドレスをご教示いただけますと幸いです。

